

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

当法人は、2017年3月31日に金融庁より公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用しています。当法人は、当該ガバナンス・コードにおけるすべての原則を適用し、監査品質を最重視した組織的な運営を実践しています。各原則に対する当法人の対応状況は2017年1月に公表した「監査品質に関する報告書」の以下のページで説明しています。

	原則・指針	説明		
監査法人が果たすべき役割	原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
	指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	page 13 社員総会 page 14 監査品質を重視した経営方針の共有 page 21 トップの姿勢	
	1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	page 7 EYの理念、価値観 page 8 新日本有限責任監査法人の経営理念、行動規範・行動指針	
	1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	page 53 人材の評価 page 52 Coaching page 54 各種表彰制度	
	1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	page 27 監査チーム内の情報共有の活発化 page 35 品質管理本部による専門的見解の提供 page 36 最新ビジネス情報の提供、セクター(業種)ナレッジの展開	
	1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	page 46 非監査業務の提供	
	組織体制	原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。	
		指針 2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	page 13 経営会議
		2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ▶ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ▶ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ▶ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ▶ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備	page 23 監査品質監督会議 page 36 最新ビジネス情報の提供、セクター(業種)ナレッジの展開 page 27 被監査会社とのコミュニケーションの促進 page 49 プロフェッショナル集団としての人材制度 page 53 人材の評価・人材の採用 page 29-30 未来の監査に向けた取り組み
		2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	page 18 経営執行役員の選任方法
原則 3		監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
指針 3-1		監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	page 17 評議会	
3-2		監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	page 17 評議会	
3-3		監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ▶ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ▶ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	page 17 公益委員会 page 17 公益委員会 page 18 経営執行役員の選任方法 page 17 公益委員会	

	原則・指針	説明
組織体制	▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	page 17 公益委員会 page 45 ステークホルダーとの対話
	3-4 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすることができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	page 17 評議会室
業務運営	原則 4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
	指針 4-1 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	page 14 監査品質を重視した経営方針の共有
	4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	page 49 プロフェッショナル集団としての人材制度 page 53 人材の評価・人材の採用 page 54 D&I
	4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ▶ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ▶ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ▶ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	page 27 フレッシュアイの導入 page 51 Experiences page 51 Experiences page 53 人材の評価 page 52 PMDP(成果管理・育成制度)
	4-4 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	page 27 被監査会社とのコミュニケーションの促進
	4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	page 32 監査ホットライン page 41 内部通報制度
	原則 5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
	指針 5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	2017年1月に公表した「監査品質に関する報告書」で説明しています。
	5-2 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 ▶ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ▶ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ▶ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方 ▶ 経営機関の構成や役割 ▶ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 ▶ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	page 21 トップの姿勢 page 7 EYの理念、価値観 page 8 新日本有限責任監査法人の経営理念、行動規範・行動指針 page 46 非監査業務の提供 page 13 経営会議 page 17-18 ガバナンス体制 page 55 課題と対応
	5-3 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	page 45 ステークホルダーとの対話
	5-4 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	page 55 課題と対応
	5-5 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	page 45 ステークホルダーとの対話 page 55 課題と対応
透明性の確保		

「監査法人のガバナンス・コード」と当監査法人の対応

2017年3月に金融庁より公表された「監査法人のガバナンス・コード」の原則および指針に関する当監査法人の対応状況は、2016年12月発行の『Tohatsu Audit Quality Report 2016 (監査品質に関する報告書 2016)』(以下、TAQR*)と本誌の以下のページで説明しています。

TAQR Tohatsu Audit Quality Report 2016

原則および指針	説明箇所
【監査法人が果たすべき役割】	
原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	対応済
指針1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	TAQR P1 トーマツの目指す「高品質な監査」 P5 包括代表メッセージ P39-43 パートナーシップ ガバナンス P47 品質重視の文化の醸成に向けて P48 デロイトトーマツグループ CEOより
指針1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	TAQR P2 デロイトトーマツグループ 経営理念 P2 Deloitte network Purpose P17 監査厳守事項 (Audit Imperatives) P37 デロイトトーマツグループ Code of Conduct
指針1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	TAQR P36 必要な経験を積むための機会の創出 P36 監査品質とコンプライアンスを最重要視した社員の評価
指針1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	TAQR P11-13 監査チーム P18 監査チームによる高品質な監査の実践を支え、全体の改善につなげる施策例 P19 インダストリーごとのビジネス知見の深化と活用
指針1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	TAQR P41 デロイトトーマツグループのガバナンス P44 トーマツの組織体制 本誌 P13 デロイトトーマツグループのガバナンス向上
【組織体制】	
原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	対応済
指針2-1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	TAQR P15,16 監査チームの監査品質向上を支え、推進するための組織体制 P29-32 品質管理体制 P40 有限責任監査法人トーマツのガバナンス P41 デロイトトーマツグループのガバナンス P44 トーマツの組織体制
指針2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ● 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ● 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ● 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ● 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備	TAQR P15,16 監査チームの監査品質向上を支え、推進するための組織体制 P29-32 品質管理体制 P30 不正リスクへの対応 TAQR P13 監査の変革を目指す監査チームアクションプラン(TAP) P14 監査先企業とのタイムリーで率直なコミュニケーション P19 インダストリーごとのビジネス知見の深化と活用 TAQR P33-36 人材育成 P36 監査品質とコンプライアンスを最重要視した社員の評価 TAQR P7,8 監査事業本部長メッセージ P21-24 監査イノベーション TAQR P40 有限責任監査法人トーマツのガバナンス P40 包括代表の選出プロセス
指針2-3. 監査法人は、経営機関の構成員が監査業務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	
【原則3】	
原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	対応中
指針3-1. 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	TAQR P39-44 ガバナンス
指針3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	TAQR P40 法人外監査委員 本誌 P13,14 外部有識者の知見の活用
指針3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ● 経営機関の構成員の選任、評価及び報酬の決定過程への関与 ● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	TAQR P40 法人外監査委員 本誌 P13,14 外部有識者の知見の活用

トーマツ

TAQR Tohatsu Audit Quality Report 2016

原則および指針	説明箇所
指針3-4. 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすることができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	TAQR P39-44 ガバナンス P40 法人外監査委員 P43 評議員の活動 本誌 P13,14 外部有識者の知見の活用
【業務運営】	
原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	対応済
指針4-1. 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	TAQR P15,16 監査チームの監査品質向上を支え、推進するための組織体制 P30 期中における率直なコミュニケーションを実践するコンサルティング等の取り組み P47 品質重視の文化の醸成に向けて
指針4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	TAQR P33-36 人材育成 P36 必要な経験を積むための機会の創出 P36 監査品質とコンプライアンスを最重要視した社員の評価
指針4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	TAQR P15,16 監査チームの監査品質向上を支え、推進するための組織体制 P29-32 品質管理体制
● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	TAQR P36 必要な経験を積むための機会の創出
● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	TAQR P33 社会の期待に応えるプロフェッショナルの育成 P36 監査品質とコンプライアンスを最重要視した社員の評価
指針4-4. 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	TAQR P14 監査先企業とのタイムリーで率直なコミュニケーション
指針4-5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	TAQR P30 不正リスクへの対応 P37 コンプライアンスホットライン
【透明性の確保】	
原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	対応中
指針5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	TAQR 2016年12月に『Tohatsu Audit Quality Report 2016 (監査品質に関する報告書 2016)』を公表しています。
指針5-2. 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。	
● 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	TAQR P1 トーマツの目指す「高品質な監査」 P5 包括代表メッセージ P39,43 パートナーシップ ガバナンス P47 品質重視の文化の醸成に向けて P48 デロイトトーマツグループ CEOより
● 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	TAQR P2 デロイトトーマツグループ 経営理念 P2 Deloitte network Purpose P17 監査厳守事項 (Audit Imperatives) P37 デロイトトーマツグループ Code of Conduct
● 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む)の位置づけについての考え方	TAQR P41 デロイトトーマツグループのガバナンス P44 トーマツの組織体制
● 経営機関の構成や役割	本誌 P13 デロイトトーマツグループのガバナンス向上
● 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献	TAQR P40 有限責任監査法人トーマツのガバナンス P40 包括代表の選出プロセス
● 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	TAQR P40 法人外監査委員 本誌 P13,14 外部有識者の知見の活用
指針5-3. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	TAQR P31 多層で厳格な品質管理体制と個別業務の定期的な検証(業務審理)
指針5-4. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	TAQR P13 監査の変革を目指す監査チームアクションプラン(TAP)内の監査先企業からの「トーマツが提供する業務に関するアンケート調査」
指針5-5. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	TAQR P17 法人としての監査品質の継続的改善のためのAudit Quality Plan TAQR P31 多層で厳格な品質管理体制と個別業務の定期的な検証(業務審理)

※『Tohatsu Audit Quality Report 2016』は<http://www.deloitte.com/jp/audit-quality2016>に掲載しています。

監査法人の ガバナンス・コードへの主な対応状況

あずさ監査法人は、20年以上前より複数回の組織再編を繰り返すことにより開放的な組織文化・風土を醸成してきました。

また、品質管理の仕組みとしての4つのディフェンスラインの明示、外部有識者からなる経営監理委員会の設置、AZSA Quality 2016の発行等、法人ガバナンスと透明性の維持・向上のための自己改革を行ってきました。

あずさ監査法人は、2017年3月31日に金融庁より公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用し、2017年7月に予定されている新ガバナンス体制への移行等、今後もさらなるガバナンスの強化と透明性の向上に取り組んでいきます。

「監査法人の組織的な運営に関する原則」

（監査法人のガバナンス・コード）2017/3/31

原則 1

監査法人が果たすべき役割の明確化

- 構成員の自由闊達な議論と相互啓発を実現する開放的な組織文化・風土の醸成
- 価値観の共有と考え方や行動の指針の明確化
- 非監査業務に関する考え方の明確化

原則 2

実効的な経営機能の発揮

- 監査法人としての適正な判断を確保する組織体制の整備と主体的な関与
- 組織的運営のための経営機関構成員の選任

原則 3

監督・評価機能の確保と、独立性を有する第三者の活用

- 監督・評価機関の設置とその役割の明確化
- 独立性を有する第三者の監督・評価機関への選任とその知見の活用

原則 4

人材育成と、積極的な意見交換や議論

- 経営機関等の考え方が現場まで浸透する体制の整備
- 会計監査に関連する幅広い知見や経験を有する人材の育成
- 監査関与先との深度ある意見交換
- 通報制度の整備

原則 5

十分な透明性の確保

- 透明性報告書等の発行
- 市場参加者等との積極的な意見交換
- 継続的な実効性評価の仕組みの構築

あずさ監査法人の主な対応状況

- ☒ 組織再編を繰り返し、出身組織を越えて理念を共有する開放的な組織風土を形成しています
- ☒ 基本理念を共有し、組織としての一体感を強固なものとしています
- ☒ 非監査業務の提供にあたっては、あずさ監査法人だけではなくアドバイザー子会社を含むグループのガバナンスを強化するとともに、独立性や利益相反を適切に監視する仕組みを構築しています

P.5-7

- ☐ 従来は、理事会が意思決定、執行、監視機能を、また専務理事会が執行機能を担っていましたが、専務理事会を意思決定機関、執行理事会を執行機関とし、経営に対する役割を明確にします

P.8-9

- ☐ 従来は、理事長の選任は全法人単位で、理事の選任は東京・大阪・名古屋の各統轄事務所単位で、それぞれパートナーによる選挙を実施していました。新たなガバナンス体制では、法人の組織的な運営のための機能が確保されるよう、理事長、専務理事、執行理事のすべての役職者の選挙を全法人単位で実施します

P.8

- ☐ 従来は、理事会および監事会が経営に対する監督・評価を実施してきましたが、さらなる監督・評価機能強化のために「監事会」にかえて、経営に携わらないパートナーによる「経営監視委員会」を設けます

- ☐ 従来は、独立性を有する第三者からなる「経営監理委員会」を設置し助言を得ていましたが、さらに監視の役割を強化するため「経営監理委員会」にかえて、独立性を有する監視機関として「公益監視委員会」を設置します

P.10-11

- ☒ 4つのディフェンスラインによる法人組織内の相互コミュニケーションを通じて、経営方針を浸透させ、現場情報を共有しています

- ☒ 人材育成理念を定め、「3つのO: OJT、Off-JT、Opportunity」により、真のプロフェッショナルを育成しています

- ☒ 監査関与先経営者や監査役等とのディスカッションの機会を十分に確保しています

- ☒ 法人内のコンプライアンス・ホットラインおよび外部を対象にした通報窓口を設けています

P.12

- ☒ 2016年9月に「AZSA Quality 2016」を発行、監査品質向上の取組をご案内しています

- ☐ 従来より、広報活動・セミナー等を通じた情報発信を実施してきました。今後は資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努め、そこで得られた有益な情報や本原則の適用状況等の評価の結果を、組織的運営の改善に活用します

- ☐ 評価・監視機関の強化とともに継続的に実効性評価をしていきます

☒ 対応済 ☐ 強化中 ☐ 準備中

監査法人の ガバナンス・コード対応状況 詳細

2017年3月31日に金融庁より公表された「監査法人のガバナンス・コード」についてのあずさ監査法人の対応状況は、2016年9月発行の「AZSA Quality 2016」と本追補版の以下のページで説明しています。

※ AZSA Quality 2016は、kpmg.com/jp/azsa-quality に掲載しています。

AQ AZSA Quality 2016 追補 本追補版

原則・指針		参照	
【監査法人が果たすべき役割】			
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	AQ	P.8 4つのディフェンスライン P.20 品質管理に関する責任
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	AQ 追補	P.16 5つの基本理念 P.5 あずさ監査法人の基本理念
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	AQ	P.22 専門職員の採用、育成、評価 P.30 人材育成
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	AQ 追補	P.3 監査品質を支える風通しのよい組織文化 P.34 働きやすい職場環境の整備 P.6 あずさ監査法人の組織再編の変遷
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	AQ 追補	P.38 KPMGジャパンの経営体制 P.7 グループガバナンスと独立性および利益相反の確認システム
【組織体制】			
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	AQ	P.18 組織体制 P.8 4つのディフェンスライン
指針 2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	AQ	P.8 4つのディフェンスライン P.20 品質管理に関する責任
	- 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 - 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間で率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 - 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価に係る体制の整備 - 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備	AQ 追補	P.24 監査関与先とのコミュニケーション P.22 専門職員の採用、育成、評価 P.30 人材育成 P.14 Data&Analyticsへの取組 P.22 電子監査ツール（eAudit） P.28 情報セキュリティ P.9 あずさ監査法人およびKPMGが取り組んでいる次世代監査技術
指針 2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	AQ 追補	P.18 組織体制 P.8 新ガバナンス体制
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
指針 3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	AQ 追補	P.18 組織体制 P.8 新ガバナンス体制
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	AQ 追補	P.18 組織体制 P.8 新ガバナンス体制
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。		
	- 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 - 経営機関の構成員の選任、評価及び報酬の決定過程への関与 - 法人の人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 - 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 - 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	AQ 追補	P.18 組織体制 P.8 新ガバナンス体制

原則・指針		参照
【組織体制】		
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	追補 P.8 新ガバナンス体制
【業務運営】		
原則 4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	AQ P.8 4つのディフェンスライン P.20 品質管理に関する責任 追補 P.10 4つのディフェンスラインによる相互コミュニケーション
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	AQ P.22 専門職員の採用、育成、評価 P.30 人材育成 追補 P.11 人材育成理念
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	AQ P.8 4つのディフェンスライン P.22 専門職員の採用、育成、評価 P.30 監査チームの編成 P.30 人材育成
指針 4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	AQ P.20 品質管理に関する責任 P.24 監査関与先とのコミュニケーション
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	AQ P.20 コンプライアンス体制
【透明性の確保】		
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	AQ AZSA Quality 2016の発行 追補 P.12 情報開示に向けた取組 AQ P.8 4つのディフェンスライン P.20 品質管理に関する責任
指針 5-2	・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方 ・経営機関の構成や役割 ・監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 ・監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	AQ P.16 5つの基本理念 AQ P.38 KPMGジャパンの経営体制 追補 P.7 グループガバナンスと独立性および利益相反の確認システム AQ P.18 組織体制 追補 P.8 新ガバナンス体制
指針 5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	AQ P.24 監査関与先とのコミュニケーション 追補 P.12 情報開示に向けた取組
指針 5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	追補 P.8 新ガバナンス体制
指針 5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	追補 P.12 情報開示に向けた取組